

静岡県公立大学法人

令和2年度 年度計画

令和2年3月

I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 教育に関する目標を達成するための措置

(1) 教育課程と教育方法

ア 共通事項

(7) 静岡県立大学

<全学的に取り組む教養教育>

- ・全学共通科目運営部会において、全学共通科目の実施上の問題点を共有し、解決に向けて検討を進める。
- ・授業評価アンケートと履修登録者の動向から、学生の教養教育と外国語を取り入れた授業へのニーズを検証する。

(No.1)

<専門基礎教育・専門教育>

a 学士課程

[薬学部]

- ・新カリキュラムに基づく講義・実習・演習を行い、4年制薬学部の参照基準に沿った薬科学科独自の専門性の高い教育を実践する。2年次に研究室での研究を体験するラボ訪問・研究体験を定着化し、低学年次から学生の研究に対するモチベーションの向上及び卒業研究の質的向上を図る。(薬科学科)
- ・薬学教育モデル・コアカリキュラムに準じた新カリキュラムによる講義・実習・演習を行い、より体系的な専門教育を実践する。2年次のラボ訪問・研究体験を定着化し、低学年次から学生の研究に対するモチベーションの向上及び卒業研究の質的向上に向けた取組を行う。(薬学科)

(No.2)

[食品栄養科学部]

- ・令和元年度から開始した専門教育カリキュラムの実施、検証を継続しつつ、更なる見直しを行う。栄養生命科学科においては、管理栄養士カリキュラムの検証、管理栄養士養成に適した実習を行うための施設改善に向けた検討を行う。また、「管理栄養士・栄養士養成のための栄養学教育モデル・コア・カリキュラム」の活用を進める。
- ・栄養生命科学科、環境生命科学科において令和2年度から開始する食品衛生管理者・食品衛生監視員養成について、関連講義の実施、実習の準備を開始する。
- ・3年次からの研究室配属を継続し、卒業研究の質的向上を図る。

(No.3)

[国際関係学部]

- ・新カリキュラム2年目にあたり、引き続き初年次教育の充実を図るとともに専門分野の基礎教育を開始する。

(No.4)

[経営情報学部]

- ・令和元年度以降の入学生に対して観光マネジメント分野を含む新カリキュラム教育を実施するとともに、令和元年度以前入学生に対しても特別講義などを用いて観光に関する講義を提供する。観光分野に関心を持つ学生に充実した学びの機会を提供する。

(No.5)

- ・令和元年度に引き続き、経営、総合政策、データサイエンス、観光の4メジャー制を軸と

する新カリキュラムを学生に提供する。新カリキュラムでは、メジャー取得要件、卒業要件など、その運用が複雑となるため、学生への周知など細心の注意を払う。新カリキュラムの効果と問題点を探り、それを改善してより充実した学びに結びつける。

(No.6)

[看護学部]

- ・令和4年4月からの保健師助産師看護師学校養成所指定規則の改正を念頭に置きながら、現行カリキュラムの検討・評価を行い、令和4年度からの新カリキュラム運用のための取組を行う。

(No.7)

b 大学院課程

[薬食生命科学総合学府]

- ・静岡県の産業と福利の発展を支える研究領域に着目し、学際的に活躍できる人材の育成を図るため、セミナー、講義、共同研究、国際学会への積極的な参加を通じて国内外の優れた研究及び研究者に接する機会を充実させる。(学府)
- ・高度な専門教育を実践する特論、特別演習、特別研究、大学院特別講義、科学英語プログラムなどの充実を図る。(薬科学専攻)
- ・薬学的観点から臨床や医療を指向する特論、特別演習、特別研究、大学院特別講義、薬物療法研修会、科学英語プログラムなどの充実を図る。(薬学専攻)
- ・学際的な薬食研究を指向した特論、特別演習、特別研究、大学院特別講義、科学英語プログラムなどの充実を図る。(薬食生命科学専攻)
- ・栄養教諭専修免許状取得のためのカリキュラム改定の検討を継続する。(食品栄養科学専攻)
- ・食と健康に関わる国内の著名な研究者の招へいによる月例セミナーや、来日した海外研究者による講義など継続して行っていく。(食品栄養科学専攻、環境科学専攻)

(No.8)

[国際関係学研究科]

- ・令和2年4月から施行する Semester 制に基づく大学院教育を着実に実施する。
- ・グローバル化社会で活躍できる人材育成のための国際的教育・研究環境の現状と課題を引き続き検証する。

(No.9)

[経営情報イノベーション研究科]

- ・新カリキュラムを運用しつつ、経営、公共政策、情報、観光分野の各科目の内容をよりよいものにし、また、各分野を融合して学ぶことがより効果的になるよう、カリキュラムの問題点の洗い出しと修正を図る。

(No.10)

[看護学研究科]

- ・令和4年度開始を目指した新たな高度看護実践教育の内容について明確化を図る。
- ・令和2年度開始の博士後期課程当該学年のカリキュラムを実施する。
- ・令和元年度開始の助産師養成課程の新カリキュラムを引き続き遂行する。

(No.11)

(イ) 静岡県立大学短期大学部

<一般教育>

- ・データサイエンス教育充実を目指した一般教育科目「標本調査」を開講する。定期的に行

っている教養教育の教育課程の検証を継続させ、非常勤対応科目について人員配置の見直しを含めた検討を行う。

(No.12)

<専門基礎教育・専門教育>

- ・ 歯科衛生士の養成教育において、進行中のカリキュラムの見直しを更に推進する。(歯科衛生学科)
- ・ 社会福祉士及び介護福祉士の養成教育において、福祉職としての倫理観や科学的思考力、判断力を培うため、静岡県社会福祉士会及び静岡県介護福祉士会などと連携して外部講師を招き、実習指導などにおいて実践的な教育を実施する。(社会福祉学科)
- ・ 保育士及び幼稚園教諭の養成教育において、引き続きフィールドワークを生かした演習を実施する。また、カリキュラムの評価・検証の方法についても教職課程検討委員会で検討し、改善していく。(こども学科)

(No.13)

(ウ) 国家試験等への対応

- ・ 第 105 回薬剤師国家試験（令和 2 年 2 月実施）の内容を精査し、教育内容の検証を行う。成績不良者の学力レベル向上を目指した補講を実施し、学生の学力レベルの底上げを図る。

(数値目標)

薬剤師国家試験

新卒者の合格率 90%の維持

(薬学部薬学科)

(No.14)

- ・ 管理栄養士国家試験関連科目の講義の工夫をするとともに、模擬試験の実施など国家試験対策の一層の充実を図る。模擬試験の成績が低い学生に対しては、受験学習の計画書を作成させ、受験に対する意識の向上を図るとともに、計画書に沿った学習の実行に向けて個別指導を強化する。

(数値目標)

管理栄養士国家試験

新卒者の合格率 100%の維持

(食品栄養科学部栄養生命科学科)

(No.15)

- ・ 看護師、保健師、助産師国家試験合格に向けて模擬試験を行い、成績が低迷する学生へ個別支援を行う。また、最新情報を含めた国家試験対策セミナーを行う。

(数値目標)

看護師国家試験

新卒者の合格率 100%の維持

保健師国家試験

新卒者の合格率全国平均以上の維持

(看護学部看護学科)

助産師国家試験

新卒者の合格率 100%の維持

(看護学研究科)

(No.16)

- ・ 国家試験準備カリキュラム、国家試験模擬試験など、歯科衛生士国家試験対策の充実を図る。(短期大学部歯科衛生学科)
- ・ 模擬試験の結果を踏まえたきめ細かな指導を実施するなど、介護福祉士国家試験の合格に向けた学習の支援を充実させる。(短期大学部社会福祉学科)

(数値目標)

歯科衛生士国家試験

新卒者の合格率 100%の維持

介護福祉士国家試験

(短期大学部歯科衛生学科)
新卒者の合格率全国平均以上の維持
(短期大学部社会福祉学科)

(No.17)

- ・開始2年度目となる理科教諭教職課程では、「教育の基礎的理解に関する科目」等の履修を通して学生の教員免許取得に対する動機づけを高める。(食品栄養科学部食品生命科学科及び環境生命科学科)
- ・開始5年目となる栄養教諭教職課程では、実践的指導力や教諭としての強い自覚を持った管理栄養士養成を行う。特に「教職実践演習」では4年間の教職課程の総仕上げを行うことで、学生の教職に対するモチベーションを高める。(食品栄養科学部栄養生命科学科)
- ・保育士資格を確実に取得できるよう、実習指導者とチューターが連絡を密にして指導力を高める。(短期大学部社会福祉学科)
- ・幼稚園教諭二種免許、保育士資格について、学修の充実を図ることができるよう、カリキュラムの確実な実施と、教員間の連携に基づく細やかな指導を継続する。(短期大学部こども学科)

(No.18)

(イ) 成績評価

- ・シラバスへの記載内容と記載方法についての検討を引き続き進めるとともに、「シラバス作成のためのガイドライン」の改訂を検討する。
- ・新CAP制の運用を開始するとともに、制度の内容を十分に学生に周知し、円滑な運用を目指す。(国際関係学部、経営情報学部)

(No.19)

イ 特色ある教育の推進

- ・しずおか学の履修状況を確認し、時間割の変更及び授業内容の見直し等、継続的な改善を行う。
- ・ふじのくに地域・大学コンソーシアムと連携し、「ふじのくに学」の円滑な履修及び科目提供を継続的に実施する。
- ・南大阪地域大学コンソーシアム提供科目を履修できる環境を整える。

(No.20)

- ・海外英語研修プログラムの充実と並行して、中・長期海外留学を実現できる英語力の養成に取り組む。
- ・TOEIC L&R 団体受験を令和元年度に継続して実施する。
- ・英語による全学共通科目の提供、来日した海外研究者による講義など継続して行っていく。
- ・TOEIC Speaking Test を含むスピーキングテストの授業内外での実施拡大の可能性を検討する。
- ・コンケン大学看護学部(タイ国)との国際看護の交流、上智大学、ポートランド大学(米国)、ドルノゴビ県医科大学(モンゴル)などとのCOIL授業を通じて、英語による看護教育を行う。

(No.21)

- ・実践的な英語力の基礎を固めるため、英語ネイティブ教員が担当する英語による課題解決型授業(PBL)の対象を2年生まで広げて実施する。(国際関係学部)

(数値目標)

TOEIC L&R IP テスト目標スコアを達成した学生の割合 (※)

800 点以上の学生が 10%以上

730 点以上の学生が 15%以上

600 点以上の学生が 50%以上

※目標スコアを達成した国際関係学部 2 年次学生数/国際関係学部 2 年次全学生数 (休学者を除く。)

(No.22)

- ・複数の学部、研究科（院）で協力して運営する全学共通科目を運営する。
- ・学部間等で連携して他学部の授業の実施について、引き続き協力を行う。

(No.23)

ウ 多様な教育方法の拡充

(7) 静岡県立大学（学士課程）、静岡県立大学短期大学部

- ・学部の教育で初年次教育やアクティブ・ラーニングを取り入れた教育方法を引き続き展開する。
- ・各学部教務委員会は、初年次教育やアクティブ・ラーニングの実施状況の調査及び実施効果の検討を行う。
- ・全学教務委員会は、各学部教務委員会の調査・検討結果を集計し、教育方法の拡充を図る。
- ・学部教育で外部組織からの寄附講座や講師を起用した教育を取り入れ、教育内容の多様化、活発化を進める。
- ・静岡大学との単位互換について、全学教務委員会で実施状況を報告し、大学間協力を推進する。
- ・学生の意欲的・主体的な学修のため、アクティブ・ラーニング等の多様な教育方法の導入・改善に向けた検討を促す。(短期大学部)

(No.24)

【再掲】

- ・しずおか学の履修状況を確認し、時間割の変更及び授業内容の見直し等、継続的な改善を行う。
- ・ふじのくに地域・大学コンソーシアムと連携し、「ふじのくに学」の円滑な履修及び科目提供を継続的に実施する。
- ・南大阪地域大学コンソーシアム提供科目を履修できる環境を整える。

(No.20)

(イ) 静岡県立大学（大学院課程）

- ・静岡県の産業と福利の向上に貢献する人材育成の一環としてしずおか学などの教育において、自然科学と人文科学両分野の科目履修を促す。
- ・自然科学と人文科学両分野に関わる文理融合の学際的教育を継続する。
- ・静岡大学大学院、東海大学大学院との単位互換について全学教務委員会で実施状況を報告し、大学院間協力を推進する。
- ・各業界から登用する講師の活用、各業界へのインターンシップの拡充により、学生のキャリアパス支援の方策を策定する。

(No.25)

(ウ) インターネット教育

- ・一部の全学共通科目や国際関係学部・看護学部の専門科目等において、インターネット遠隔教育を引き続き実施する。

- ・上智大学、ポートランド大学（米国）、ドルノゴビ県医科大学（モンゴル）などとの COIL 授業を継続し、看護学部・看護学研究科における看護教育のグローバル化に取り組む。

(No.26)

(2) 入学者受入れ

- ・オープンキャンパス申込者数、大学院入試説明会の状況、各種入試志願者数、受験産業の情報の推移を分析し、志願者数向上のための改善を図る。
- ・受験生に引き続きオープンキャンパスや高大連携事業の機会に入学者選抜方法、教育方法、長期履修制度などの広報を行う。広報活動を行い、入学者確保対策に取り組む。
- ・入学者選抜方法、教育方法、長期履修制度の導入に関する受験生への広報を継続する。
- ・令和元年度に引き続き、講義の夜間、土曜日開講を継続し、学生が受講しやすい環境の維持に取り組む。また、学生との意見交換会を通じて受講環境の問題点を確認していく。（経営情報イノベーション研究科）
- ・大学院説明会を開催し、他大学及び社会人からの志願者の増加を図る。大学院募集要項の英語版を準備していく。また、志願者数向上並びに社会人大学院生を確保するために、積極的な広報活動を展開する。（薬食生命科学総合学府）
- ・入学定員数の在り方について検討する。（薬食生命科学総合学府、看護学研究科）
- ・長期履修制度について、看護学研究科で運用を開始し、課題を検証する。また、令和3年度からの薬食生命科学総合学府、経営情報イノベーション研究科への導入に向けた準備を進める。
- ・総合型選抜出願者出身校や学校推薦型選抜出願校の推移について分析してターゲットとする高校を選定し、高校訪問等を実施する。（短期大学部）

〈数値目標〉

大学院入学定員充足率（大学院全体）

修士／博士前期課程 100%

博士／博士後期課程 100%

(No.27)

- ・例年開催会場に使用している大講堂工事の影響を最小限に抑えながら、オープンキャンパスを実施する。
- ・高校訪問では、過去数年間の志願状況を再検証し、かつ、高校側が求める情報の調査を行い、より効果的な内容を分析し実施する。
- ・引き続き、進学相談会や高校説明会に積極的に参加する。また、令和2年度入学者選抜から導入した AO 入試（総合型選抜）と学校推薦型選抜との違いについて、入試説明会や高校訪問等の機会を通じて高校側に明確に伝え、多様な人材に志願してもらい出願者数を確保する。（短期大学部）

(No.28)

- ・新たに導入する WEB 出願システムについて、関係部署と協力の上、受験生にとって利用しやすくかつ事務の負担が軽減されるように運用していく。また、導入初年度のため、関係教職員に対し WEB 出願システムに関して説明・周知し、テストランでは、入試時に支障の出ないよう十分な確認を行う。
- ・作問・点検・精査の体制を更に見直すとともに、点検システムの強化を図るなど適正に入試を実施できるよう全力で取り組む。
- ・高大接続改革（入学者選抜改革）に対応して新たに設定した出願書類及び評価基準について、

全学で共通の認識を持って、選抜を実施する。(短期大学部)

(No.29)

(3) 教育の実施体制等

ア 教育の実施体制の整備

- ・全学教務委員会で、学部間及び短期大学部との協力状況を報告し、教員の相互協力を推進する。
- ・令和3年度からの薬食生命科学総合学府、経営情報イノベーション研究科での長期履修制度導入に向けた準備を進める。
- ・短期大学を取り巻く環境の変化に対する基礎資料を収集・分析するとともに、将来構想の検討を進める。

(No.30)

- ・天井改修工事にあわせて照明機器のLED化を進める。
- ・利用者ニーズに合わせたユニバーサル化を進める。
- ・設備の現状を把握し、設備更新計画を見直す。(短期大学部)

(No.31)

- ・空調運転期間外において依頼に基づき空調運転に対応する等利用しやすい図書館の館内環境に取り組む。
- ・昨年度の授業前平日の早朝開館試行の利用状況等を基に、本年度から8:30開館-21:30閉館を実施する。
- ・小鹿図書館では短期大学部FD委員会に協力し、関連資料の受入、展示を行う。(短期大学部)

(No.32)

- ・全学共用実習室及び各学部実習室のパソコン等の配備計画に基づき、パソコンやサーバシステム、ソフトウェア等を更新し、情報リテラシー教育のための環境整備を行う。
- ・配備計画に基づき、PC実習室の更新を行う。
- ・情報ネットワークの使用状況について継続的に調査し、必要に応じて、ネットワーク関係機器の更新や情報コンセントの設置を行うなど、学内ネットワーク環境の改善を図る。

(No.33)

イ 教育力の向上

- ・教育の内部質保証について、平成28年度に受審した大学(短期大学)認証評価の結果を踏まえた改善状況の検証、自己点検・評価の運用状況の確認に取り組む。

(No.34)

- ・各学部、研究科のFD委員会で効果的な授業形態、学習指導方法等の開発・改善に取り組むためのプロジェクトを計画する。
- ・全学及び学部等のFD委員会において、部局間の情報交換・共有を図り、研究発表、交流、意見交換、教員相互の公開授業等の活動の拡充を図る。
- ・メール送信やチラシ配布などによりFD研修への教員の積極的な参加を呼び掛けるとともに、FD研修の参加率を把握し、その向上に取り組む。

(数値目標)

FD研修参加率(※)

75%以上(年度)

※年に1回以上FD研修に参加した教員数/全教員数

(No.35)

- ・教員相互授業評価や学生による授業評価を実施し、多様で工夫した授業形態や授業方法の検討・拡充などより質の高い教育への改善を実践する。
- ・大学院生との意見交換会を実施し、教育内容の改善に努めるとともに、その他の評価方法の導入の可能性を調査する。
- ・OB に対して、ホームカミングディ、高校に対しては高校訪問などの機会を利用して、教育に対する意見を収集する。
- ・教育活動の改善に資する適切な指標を検討し、ファクトブック等へ情報公開する。
- ・薬学教育評価機構による第三者評価への対応として、PDCA サイクルを機能させるための自己点検・評価の実施体制を整備し、教育の質の向上を図る。

(No.36)

(4) 学生への支援

- ・随時、学生の学修に関する相談や意見を聴くとともに、クラブ・サークルの学生や留学生との意見交換会を定期的で開催して学生のニーズを把握し、学習環境の改善に取り組む。
- ・学生への奨学金制度の案内の充実を図るとともに、学部・研究科への通知や奨学金の案内を学生の目に留まるような場所に設置して周知することで奨学金への応募を促す。また、各種の財団及び企業等へ訪問するなどして奨学金の採用機会を増やし、奨学金確保に向けて取り組む。
- ・特定基金を利用した学生支援を実施する。
- ・学生の意見・提案を収集する窓口の一つとして「学生のこえ」を継続設置するとともに、必要に応じて学生の修学環境の整備・改善を行う。(短期大学部)

(No.37)

- ・学生の心身の健康状態について、健康支援センター各室や他部署と守秘義務を遵守した情報共有を定期的実施し、学生個々の到達目標に合わせた健康支援を行う。
- ・障害や慢性疾患のために修学に際して特別な配慮を希望する学生に対し、所属学部・学内各部署と連携し、必要な支援や合理的配慮の提供をコーディネートする。
- ・学生の健康状態の傾向や健康支援に関するニーズに沿った健康講座や障害学生支援の理解を深めるための講演会を学内部署と連携を取りながら開催する。
- ・学生の傷病の応急処置・メンタルヘルスへの対応や感染症予防対策を行う。
- ・学生の健康診断に対応し、有所見者に対して生活指導を行う。
- ・新入生に、生活習慣病・感染症予防、食生活、適度な運動、睡眠、飲酒・薬物使用の危険性等についてのミニ講義を行う。(短期大学部)
- ・BMI 高値の学生に定期的に体成分測定を促し栄養指導、運動推奨等を行う。集団行動が苦手な学生の居場所スペースを確保する。(短期大学部)

(No.38)

【再掲】

- ・空調運転期間外において依頼に基づき空調運転に対応する等利用しやすい図書館の館内環境に取り組む。
- ・昨年度の授業前平日の早朝開館試行の利用状況等を基に、本年度から 8:30 開館-21:30 閉館を実施する。
- ・小鹿図書館では短期大学部 FD 委員会に協力し、関連資料の受入、展示を行う。(短期大学部)

(No.32)

- ・留学生ガイダンス、カンパセーションパートナー制度、留学生交流会や留学生スポーツ大会を継続実施し、様々なイベントを通して地域や他の機関との連携を図ることによって、留学生支援を充実させる。また、卒業後の留学生ネットワークの構築を図るために、留学生用の Facebook を活用する。

(No.39)

- ・就活スケジュールの変動に対応できるよう、低学年から参加できるキャリア・就活講座の充実を図るとともに、観光マネジメント分野の進路先調査等就活に関する情報の収集・提供を行う。
- ・卒業生との連携体制を整えるため、OB・OG との協力の機会を増やす。
- ・産業界（企業）と連携して、各業界について勉強する機会を学生に提供する。
- ・県内企業を訪問するバスツアーを企画し、学生に県内企業の魅力を伝える取組を行う。
- ・地（知）の拠点として、地域志向研究プロジェクトに学生を主体的に参画させる取組を推進し、県内企業の魅力と課題分析の視点を醸成する。健康食イノベーション推進事業による人材育成の一環として、社会人の学び直しと学生のアクティブ・ラーニングを一体化した教育プログラムを設計し、副専攻開設の準備を進める。

〈数値目標〉

就職率（全就職希望者数比） 大学、大学院全体 100%

(No.40)

- ・全学科対象としたキャリア支援センターによるガイダンスやセミナー等を開催する。また、公務員受験希望者に対し、外部講師を招き公務員講座を開催する。（短期大学部）
- ・学外セミナー及びフェア等へ積極的に参加し、各学科の就職動向を把握し、本学学生への周知に取り組む。（短期大学部）

〈数値目標〉

就職率（全就職希望者数比） 短期大学部 100%

(No.41)

2 研究に関する目標を達成するための措置

(1) 研究の方向性及び成果の活用

ア 研究の方向性

(ア) 静岡県立大学

[薬学部・薬学研究院]

- ・生活習慣病・がん・感染症など重要性の高い疾病の病因・治療・予防・診断に関する研究を推進し、その研究成果を査読のある国際学術誌や国内外の学会で発表する。

(No.42)

[食品栄養科学部、食品栄養環境科学研究院]

- ・令和元年度に引き続き、「食品の安全性及び機能性」に関する研究、「食と健康」及び「環境と健康」に関する分子からヒト個体及び集団のレベルまでの研究を推進する。

(No.43)

[国際関係学部、国際関係学研究所]

- ・令和元年度に引き続き、現代韓国朝鮮研究センターと広域ヨーロッパ研究センターを中心とした国際関係の研究及びグローバル・スタディーズ研究センターを中心とした多文化共生を視野に入れた社会・文化・言語を中心とした研究の年度計画の提案、実施、検証を行う。

(No.44)

[経営情報学部、経営情報イノベーション研究科]

- ・これまでの地域経営研究センター、医療経営研究センター、ICT イノベーション研究センターに加え、「ツーリズム研究センター」を新設し、静岡の地域特性を踏まえ、経営、公共政策、情報、観光の各分野の研究及びそれらを融合させた学際的研究を進めるとともに、社会人学習講座やビジネスセミナーなどの機会を通じて、地域社会にその研究成果を公表し、地域の発展に広く貢献する。

(No.45)

[看護学部、看護学研究科]

- ・地域で生活する人々を対象とする健康寿命延伸に関するプロジェクト研究について検討する。(看護学部、看護学研究科)

(No.46)

[学際的研究、グローバル地域センター]

- ・地域産業の発展や新産業創出に貢献するため、ふじのくに発イノベーション推進機構を通じて静岡県や地域産業と連携しながら商品開発や付加価値向上、廃棄物の利活用に資する研究、健康食産業振興事業などに取り組む。
- ・薬食研究推進センターを中心として第5回薬食国際カンファレンスを開催する。
- ・静岡県の産業と福利の向上に貢献する「茶学」などの教育や研究を推進する。
- ・茶学総合研究センターが静岡茶の世界を考える懇話会へ参画する。
- ・地域で生活する人々を対象とする健康寿命延伸に関するプロジェクト研究について検討する。(看護学研究科)
- ・「アジア・太平洋(政治・経済・社会)」部門において、事業実施3年目(最終年)を迎える「21世紀アジアのグローバルネット構築と静岡県の役割」に関する調査研究で国際シンポジウムを開催する。
- ・「危機管理」及び「地震予知」については、調査・研究を継続するとともに、県からの受託研究である「危機管理要員教育訓練」は実際の訓練に移行する。そのほか、調査・研究成果等の情報発信、広報(シンポジウムの開催等)に取り組む。
- ・健康長寿に向けた学際的研究を進める。(短期大学部)

(No.47)

(イ) 静岡県立大学短期大学部

- ・静岡県歯科医師会との研究について、データ分析及び成果報告に向けた取組を推進する。(歯科衛生学科)
- ・人々の生活の質を向上させるため、地域で起きている様々な問題について、保健・医療、福祉の連携のもと、その支援の在り方について検討する。(社会福祉学科)
- ・各教員の専門性を生かした研究を進め、保育・幼児教育分野における生活の質の向上へ貢献するとともに、幼児教育に関する共同研究を確実に推進する。(こども学科)

(No.48)

イ 研究成果の活用・発信

- ・知的財産権の保護と活用を適切に進めるため、発明委員会を原則毎月開催する。
- ・学生及び教職員を対象とした知財教育講座を開催する。

(No.49)

- ・地域における中核的な学術研究推進拠点として、各種技術展への参加等を通じて研究成果を国内外に発信する。

- ・シーズ集を発行し、企業や関係機関に配布することで、研究シーズを積極的に情報発信する。
- ・ふじのくに発イノベーション推進機構として、健康食イノベーション推進事業の一環として導入する学術情報基盤の構築を進め、研究シーズ探索のための情報を発信する。
- ・教員著作図書の収集や機関リポジトリの整備等により、本学の研究成果の蓄積と発信を進める。
- ・草薙図書館では、高校生が入学前に大学図書館の学習環境を体感する「オープンライブラリー」を令和2年度から試行する。
- ・小鹿図書館では、幼児から高校生までを対象として、大学図書館施設を開放し、学習等に利用することのできる「オープンライブラリー」を試行する。
- ・静岡健康・長寿学術フォーラムを開催し、健康・長寿に関する研究成果や学術情報の蓄積、地域社会への還元、国内外への情報発信を行う。
- ・公開講座やUSフォーラムを開催し、本学の研究成果や学術情報を公開する。

(No.50)

(2) 研究の実施体制等

- ・文理融合の学術研究をより一層推進するため、ふじのくに発イノベーション推進機構に新たな組織を加えるなど、機能を拡充する。
- ・科学研究費補助金を獲得するための申請方法の説明会を実施する。

〈数値目標〉

外部資金

- ・獲得金額 第1期及び第2期計画期間の年度平均を超える金額の維持
- ・獲得件数 第1期及び第2期計画期間の年度平均を超える件数の維持

(No.51)

- ・農林水産省の「知」の集積と活用場 産学官連携協議会のメンバーとして、産業界等とともに構成したウェルビーイング産業研究開発プラットフォームを活用し、産学連携による社会への貢献や研究公募等を積極的に行う。
- ・各種公募に関する情報の学内への提供や企業や関係機関へのシーズ集配布を通じた研究シーズの情報発信などに取り組む。
- ・静岡健康・長寿学術フォーラムを開催し、国内外の研究者とのネットワーク形成を推進する。

(No.52)

- ・先進的な研究を進めるために必要な機器の整備を図る。

(No.53)

【再掲】

- ・空調運転期間外において依頼に基づき空調運転に対応する等利用しやすい図書館の館内環境に取り組む。
- ・昨年度の授業前平日の早朝開館試行の利用状況等を基に、本年度から 8:30 開館-21:30 閉館を実施する。
- ・小鹿図書館では短期大学部 FD 委員会に協力し、関連資料の受入、展示を行う。(短期大学部)

(No.32)

3 地域貢献に関する目標を達成するための措置

(1) 地域社会等との連携

- ・ふじのくにみらい共育センターの事業の一環として、静岡市地域共生センター「みなくる」において、地域づくり、健康増進のイベント、講演会を開催するとともに、協定締結市町などとの連携を強化し、より多くの地域志向研究に取り組むなど全学的な地域貢献活動を展開し、関係機関との協力関係を充実させる。

(No.54)

- ・SDGs に関わる取組を全学的に把握し、SDGs を通じた県内地域社会との連携を推進する。
- ・静岡市をはじめとする県内自治体や静岡銀行等の金融機関との連携協定に基づいた活動を推進する。
- ・「ふじのくに防災士養成講座」など、防災に関する講座を静岡県等と連携して開催する。
- ・賀茂1市5町との包括連携協定に基づき、ツーリズム研究センターを基盤として、賀茂地域の観光及びそれに関連する産業、自治体、教育機関などと連携した当該地域の地域貢献事業・人材育成事業を進める。
- ・静岡県環境衛生科学研究所や静岡県立総合病院等と、協定に基づき研究者の受入れ及び大学院生の派遣を実施する。
- ・職員兼業規程の適正な運用の下、静岡県の各種審議会・委員会等への本学教員の積極的な参画を支援する。
- ・公開講座や出前講座などを活用し、地域のつながりや多文化共生等を広めていく。(短期大学部)

(No.55)

- ・副知事と学長・副学長との定期的な会議を通じて、県の計画や施策と本学との方向性を連携して協議する。
- ・静岡市文教エリア等の発展に向けた相互連携協議会を、常葉大学及び静岡英和学院大学とともに開催する。
- ・ふじのくに地域・大学コンソーシアムが実施する県内高等教育機関等との連携事業に参加し、学術交流・連携、職員交流等を一層深める。
- ・高校生の学習意欲の喚起や進路選択に資するとともに、学生が高校教育から大学教育へ円滑に移行できるよう、高校生を対象とした公開授業や高校生の大学の授業への参加、本学教員による出張講義等を実施し、高等学校との連携を推進する。
- ・国際関係学部の授業「日本とアジア A」、「日本とアジア B」への高校生の参加を継続する。

(No.56)

(2) 教育研究資源の地域への還元

- ・公開講座を本学ウェブサイトへの掲載、ポスター掲示、リーフレット等を通じて広く県民に周知する。
- ・令和元年度に引き続き、社会人学習講座として充実した内容の講座の開講に取り組んでいく。受講者からのアンケートによる評価や意見を講座内容の改善に活かし、受講者が満足できる講座を提供できるよう継続して取り組む。
- ・社会人聴講生の制度を本学ウェブサイト、静岡県広報誌等を通じて広く県民に周知する。
- ・薬草園の見学会を開催する。
- ・多くの児童・生徒が参加できる模擬授業や研究室開放等を継続して実施することで、地域の児童・生徒の幅広い分野の知的関心と意欲を引き出すように取り組む。

- ・卒業生に対する資格取得のための講座やリカレント教育講座について継続して開催していく。(短期大学部)
- ・社会人専門講座として HPS 養成講座を開講する。(短期大学部)

〈数値目標〉

公開講座参加者数 延べ 1,800 人以上の維持 (年度)

社会人向け学習講座受講者の満足度 (※) 80%以上の維持 (年度)

※アンケート調査 (5 段階評価) において、満足度を上位 2 段階のいずれかに回答した受講者の全受講者に占める割合

(No.57)

- ・3 年の実施期間最終年度を迎える「21 世紀アジアのグローバルネット構築と静岡県の役割」に関する調査研究事業について、国際シンポジウムを開催する。
- ・「危機管理」及び「地震予知」については、調査・研究を継続するとともに、実際の訓練に移行したり県民公開講座を開催する。調査・研究成果等の情報発信、広報 (シンポジウムの開催等) に取り組む。

(No.58)

【再掲】

- ・ふじのくにみらい共育センターの事業の一環として、静岡市地域共生センター「みなくる」において、地域づくり、健康増進のイベント、講演会を開催するとともに、協定締結市町などとの連携を強化し、より多くの地域志向研究に取り組むなど全学的な地域貢献活動を展開し、関係機関との協力関係を充実させる。

(No.54)

【再掲】

- ・SDGs に関わる取組を全学的に把握し、SDGs を通じた県内地域社会との連携を推進する。
- ・静岡市をはじめとする県内自治体や静岡銀行等の金融機関との連携協定に基づいた活動を推進する。
- ・「ふじのくに防災士養成講座」など、防災に関する講座を静岡県等と連携して開催する。
- ・賀茂 1 市 5 町との包括連携協定に基づき、ツーリズム研究センターを基盤として、賀茂地域の観光及びそれに関連する産業、自治体、教育機関などと連携した当該地域の地域貢献事業・人材育成事業を進める。
- ・静岡県環境衛生科学研究所や静岡県立総合病院等と、協定に基づき研究者の受入れ及び大学院生の派遣を実施する。
- ・兼業規程の適正な運用の下、静岡県の各種審議会・委員会等への本学教員の積極的な参画を支援する。
- ・公開講座や出前講座などを活用し、地域のつながりや多文化共生等を広めていく。(短期大学部)

(No.55)

(3) 地域社会への学生の参画

- ・地 (知) の拠点事業を継続的に推進し、学生の地域社会への参画を促進する。
- ・おおぞら基金を通じて、地域活動への支援を行う。
- ・地域活動を含む社会貢献活動への学生の取組を支援するためのコミュニティフェロー制度及び地域住民の本学への教育的貢献を促すための社会人フェロー制度等を適切に運用するため、ホームページを積極的に活用する。

- ・「ボランティア等」に関連する学生のクラブ活動に対して、情報提供や学生会からの活動費の補助など、その取組を支援する。(短期大学部)

(No.59)

【再掲】

- ・随時、学生の学修に関する相談や意見を聴くとともに、クラブ・サークルの学生や留学生との意見交換会を定期的に開催して学生のニーズを把握し、学習環境の改善に取り組む。
- ・学生への奨学金制度の案内の充実を図るとともに、学部・研究科への通知や奨学金の案内を学生の目に留まるような場所に設置して周知することで奨学金への応募を促す。また、各種の財団及び企業等へ訪問するなどして奨学金の採用機会を増やし、奨学金確保に向けて取り組む。
- ・特定基金を利用した学生支援を実施する。
- ・学生の意見・提案を収集する窓口の一つとして「学生のこえ」を継続設置するとともに、必要に応じて学生の修学環境の整備・改善を行う。(短期大学部)

(No.37)

(4) 地域貢献の推進体制整備

- ・SDGsに関わる取組(アンケート等を含む)を通じて、地域貢献に対する教職員の意識を向上させる。
- ・地(知)の拠点として構築した地域志向研究について、各自治体との連絡調整を行い、支援体制を更に充実させる。

(No.60)

- ・薬草園において、経年劣化した施設の修繕を行い、散策路を整備する。

(No.61)

4 グローバル化に関する目標を達成するための措置

(1) グローバル人材の育成

- ・留学生の確保・育成に関する取組方針について検討する。
- ・国際的なインターネット遠隔教育及び遠隔学生交流を実施する。
- ・留学生の満足度を測る手法について決定し、アンケートを実施する。
- ・交換留学等体験学生による報告会「交換留学フェア」を継続し、留学に関する情報提供及び意識醸成並びに交流の促進を図る。
- ・語学留学説明会を前・後期に複数回実施し、留学促進を図る。
- ・留学生向けオープンキャンパスや県内の日本語学校訪問等を通じて、留学生確保に取り組む。
- ・国際交流会館の設置に向けた基礎資料を作成する。
- ・空室のある教職員住宅を改修し国際学生寮としてリモデルする。
- ・東南アジアにおける日本留学フェアに参加するなど本学に関する情報を発信するとともに、世界主要国の主要大学等を中心に、人脈形成及び関係構築を図る。

〈数値目標〉

留学生への満足度アンケート(※) 70%以上の維持(年度)

※留学生へのアンケート調査(5段階評価)において、本学への留学に対する満足度を上位2段階のいずれかに回答した留学生の全留学生に占める割合
海外派遣参加学生人数(交換留学生・語学留学生)

第2期中期計画期間の年度平均人数以上の維持（年度）

(No.62)

- ・海外英語研修プログラムの充実を図るとともに、中・長期海外留学を実現できる英語力の養成に取り組む。
- ・日本語プログラム構築に向けて、具体的なプログラムの内容及び人事について素案を作成する。
- ・海外で開催される国際学会に参加し、発表する大学院生に対する支援を行う。
- ・私費外国人留学生に対して奨学金制度を継続することで、経済支援の充実を図り、学業・研究業績の向上と国際交流を推進する。

(No.63)

【再掲】

- ・海外英語研修プログラムの充実と並行して、中・長期海外留学を実現できる英語力の養成に取り組む。
- ・TOEIC L&R 団体受験を令和元年度に継続して実施する。
- ・英語による全学共通科目の提供、来日した海外研究者による講義など継続して行っていく。
- ・TOEIC Speaking Test を含むスピーキングテストの授業内外での実施拡大の可能性を検討する。
- ・コンケン大学看護学部（タイ国）との国際看護の交流、上智大学、ポートランド大学（米国）、ドルノゴビ県医科大学（モンゴル）などとの COIL 授業を通じて、英語による看護教育を行う。

(No.21)

【再掲】

- ・実践的な英語力の基礎を固めるため、英語ネイティブ教員が担当する英語による課題解決型授業(PBL)の対象を2年生まで広げて実施する。(国際関係学部)

〈数値目標〉

TOEIC L&R IP テスト目標スコアを達成した学生の割合 (※)

800 点以上の学生が 10%以上

730 点以上の学生が 15%以上

600 点以上の学生が 50%以上

※目標スコアを達成した国際関係学部2年次学生数/国際関係学部2年次全学生数(休学者を除く。)

(No.22)

【再掲】

- ・一部の全学共通科目や国際関係学部・看護学部の専門科目等において、インターネット遠隔教育を引き続き実施する。
- ・上智大学、ポートランド大学（米国）、ドルノゴビ県医科大学（モンゴル）などとの COIL 授業を継続し、看護学部・看護学研究科における看護教育のグローバル化に取り組む。

(No.26)

(2) 教育研究活動のグローバルな展開

- ・海外協定校との教員交流事業に対する予算支援を継続する。海外協定校との教員交換を促進し、情報交換や特別講義等を通じて、教員及び学生双方の教育・研究の充実を図る。特に緊密な関係を有する協定校については、教員・学生の交換等の交流を積極的に推進する。

- ・海外協定校との協定更新により継続的な交流を図る。また、将来的な交換留学の実施も念頭に置き、グローバル化基本方針に基づき、新たな交流先を開拓する。
- ・海外協定校との協定により継続的な交流を図る。また、大邱保健大学との大学間交流により相互に学生の派遣、受入を継続して行う。(短期大学部)

(No.64)

- ・教員に対する海外への学外研修旅費制度を継続し、海外における教育・研究活動を支援する。
- ・海外協定校を中心とした教員交換により、情報交換や特別講義等を実施し、教員及び学生双方の教育・研究の充実を図る。
- ・海外からの研究者及び留学生の滞在に関する支援において、引き続き利便性の向上を図る。
- ・海外協定校を中心に研究者等の招聘を進め、情報交換、特別講義及び共同研究等を実施し、教育・研究両面における協定校との関係強化を図る。
- ・学術文化研究機関等との連携を継続し、国際学会、講演会等の企画・開催を積極的に推進する。
- ・国や地方公共団体等が主催する海外訪問団・研修団・視察団などの募集情報をユニパ等で周知し、学生の積極的な応募を支援する。
- ・海外からの研究者に対して茶の教育・共同研究を行う。
- ・国際交流協定を締結している大邱保健大学との交流を継続するとともに、新たな大学との交流を検討する。(短期大学部)

〈数値目標〉

国際的なシンポジウム等への海外研究者等参加者数

75人以上の維持(年度)

(No.65)

【再掲】

- ・一部の全学共通科目や国際関係学部・看護学部の専門科目等において、インターネット遠隔教育を引き続き実施する。
- ・上智大学、ポートランド大学(米国)、ドルノゴビ県医科大学(モンゴル)などとのCOIL授業を継続し、看護学部・看護学研究科における看護教育のグローバル化に取り組む。

(No.26)

(3) グローバル化の推進体制整備

- ・平成29年度に策定した国際交流の効果的な推進及び教育研究のグローバル化に向けた全学的取組方針に基づき、具体的な実行計画を策定するとともに、実行計画を推進するための体制強化を図る。

(No.66)

II 法人の経営に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 業務運営の改善に関する目標を達成するための措置

(1) 戦略的かつ効率的な組織・業務運営

- ・法人の意思決定を戦略的かつ円滑に行うため、定期的に役員会を開催する。
- ・事務部門における業務の多様化に伴い、戦略的かつ機動的な大学運営を進めるため、法人を統括する法人事務局職員の配置最適化などによるガバナンスの強化を図る。
- ・他大学の各種データを収集・比較・分析することで本学の特徴を把握し、大学運営に活用

する。

(No.67)

- ・他大学との連携・協働に引き続き取り組む。
- ・理事長と各学部長・研究科長との意見交換を継続し、その議論を踏まえ必要な検討を進める。

(No.68)

- ・大学運営会議において、オブザーバーとして副学部長の出席を求め、意見交換を通じた教職員間の連携に取り組む。
- ・法人固有事務職員の異動の時期や配置を柔軟に見直し、効率的な事務局運営を行う。
- ・システムの利便性の向上及び決算事務に向けた効率化のため、新財務システムのカスタマイズの検討を継続する。

(No.69)

(2) 人事運営と人材育成

ア 人事制度の運用と改善

- ・引き続き、教員評価結果の処遇への反映（表彰制度、サバティカル研修）の検証を行うとともに、任用制度や人事制度等の問題点の把握に努め、教員人事委員会制度の適切な運用を図る。
- ・令和元年度までの採用実績等を踏まえ、法人固有事務職員の採用を計画的に進めるとともに、職員のモチベーションの向上が図られるよう、評価制度の検証等を行う。

(No.70)

イ 職員の能力開発

- ・学内研修により事務職員の大学職員としての意識を醸成し、引き続き事務職員の資質向上に取り組むとともに、将来的な事務職員の法人固有職員化を見据え、職員の採用については、幅広い人材の採用を図る。
- ・法人固有事務職員については、外部組織への研修派遣や研修会への参加を通じ、大学事務に精通した職員の育成を図る。

(No.71)

(3) コンプライアンスの強化

- ・FD 講習会やSD 講習会、学外の研究会等の様々な機会を活用し、教職員に対し引き続きコンプライアンス意識（個人情報管理及び情報漏えいリスク管理を含む。）の向上及び徹底を図る。
- ・補助金等会計の適正な執行のため、会計の諸規定の確認を徹底するとともに、執行状況を的確に把握する。

(No.72)

- ・監事及び会計監査人と連携した内部監査についてマニュアル化するとともに、過去の監事監査や会計監査人による監査で意見等のあった項目の改善措置が的確に行われているか再確認を行う。

(No.73)

2 財務内容の改善に関する目標を達成するための措置

(1) 自己収入等の確保

- ・科学研究費補助金を獲得するための申請方法の説明会を実施する。
- ・静岡県から採択を受けた、健康食産業振興事業を着実に推進する。
- ・おおぞら基金への寄附拡大のため、本学広報誌の配布時に案内をするなど、寄附者への周知を図る。
- ・大学施設について、地域での利用や、各種試験、学会、研究会等での利用を促進する。

(No.74)

【再掲】

- ・文理融合の学術研究をより一層推進するため、ふじのくに発イノベーション推進機構に新たな組織を加えるなど、機能を拡充する。
- ・科学研究費補助金を獲得するための申請方法の説明会を実施する。

〈数値目標〉

外部資金

- ・獲得金額 第1期及び第2期計画期間の年度平均を超える金額の維持
- ・獲得件数 第1期及び第2期計画期間の年度平均を超える件数の維持

(No.51)

- ・年度の資金運用方針に基づき情報収集に努め、資金の安全かつ効率的な運用を図る。

(No.75)

(2) 予算の効率的かつ適正な執行

- ・既存事業の見直しや再構築、重点化に加え、事務の効率化を図り、教育・研究活動の向上に繋がる事業に対して、財務諸表等の分析結果も考慮し、計画的、戦略的に予算配分を行う。
- ・時間外勤務縮減に向け、令和元年度に導入した長時間残業抑制システムの効果を検証し、労働生産性の向上を図る。
- ・予算執行状況の把握に努め、光熱水費や事務的経費の節約を引き続き実施する。

〈数値目標〉

管理的経費の削減率（※）

前年度決算比で1%の削減（年度）

$(前年度管理的経費 - 当年度管理的経費) / 前年度管理的経費$

※管理的経費…財務諸表における一般管理費のうち、租税公課や減価償却費、修繕費等の義務的な経費は除く。

(No.76)

3 施設・設備の整備、活用等に関する目標を達成するための措置

- ・施設の劣化診断や定期点検を実施するとともに、大規模修繕計画（特定天井改修、消防設備更新、EV設備改修等）に基づき、年間授業スケジュールや環境・ユニバーサルデザインに配慮した計画的な施設整備及び維持保全を行う。

(No.77)

Ⅲ 自己点検・評価及び情報の提供に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 評価の充実に関する目標を達成するための措置

- ・内部質保証体制について、全学的、各部局別の取組の連携を進めるとともに、改善点の有無を検証する。
- ・静岡県公立大学法人評価委員会による評価を受審するとともに、令和元事業年度の業務実績に関する評価結果を踏まえた業務改善に、各項目記載のとおり取り組む。

(No.78)

2 情報公開・広報の充実に関する目標を達成するための措置

- ・教職員を対象に、情報公開・個人情報の保護に関する周知を行い、情報の適正な取扱いを図る。
- ・大学ホームページや公式 SNS のほか、令和元年度から掲載を開始した進学情報サイトの内容充実を図り、教育研究活動や地域貢献活動に関する情報などを積極的に発信する。また、教職員の広報意識を高めるため、広報研修会を実施する。

(No.79)

IV その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置

1 安全管理に関する目標を達成するための措置

- ・学生・教職員の健康診断を実施するとともに、健康診断結果に基づく事後措置（二次健診の受診勧奨、保健指導等）を徹底する。
- ・学内における感染症対策のため、感染症管理対策委員会において感染症予防対策を強化する。
- ・作業環境測定等の外部専門家による評価結果に基づき、安全設備の整備を行う。
- ・安全衛生講習会の実施や、危険有害因子を含む実験等を日常的に行う学生・教職員に「安全実験マニュアル」を周知するなど、学内の安全衛生に対する意識を高める。
- ・薬品管理システムへの登録方法や化学物質の取扱方法の講習会を開催し、その重要性を周知する。
- ・放射性物質の購入から廃棄までの管理及び入退室の管理をR Iセンターで一元的に行い、引き続き、管理区域外への流出防止を徹底する。

(No.80)

- ・自衛消防訓練の実施のほか、全学防災訓練（県立大学・短期大学部）、を実施し、災害等に備えるとともに、防災体制の有効性を確認する。
- ・防災マニュアルの見直しを行うとともに、学生・教職員に周知し、防災に対する意識の向上を図る。
- ・事業継続計画の随時見直しを行うとともに、教職員への周知を図る。
- ・防災管理点検結果に基づき、学内施設設備の安全対策を実施する。
- ・関係機関との連携や、大学周辺のアパート等管理者との連絡会開催を通じて、学生が安心して安全な生活を送ることができる環境づくりを推進する。

(No.81)

2 社会的責任に関する目標を達成するための措置

- ・学外相談員や各部局に配置する教職員の相談員等によるハラスメントに関する相談窓口体制を引き続き確保するとともに、学生に対するリーフレットの配布やハラスメント相談窓口の周知、ニュースレターの発行等により、ハラスメントの防止・救済対策の充実を図る。
- ・教職員採用時のハラスメント研修を新たに実施するとともに、引き続き、教職員を対象に

実施する部局ごとのハラスメント研修会の広報を強化し、欠席者に対しては当日の研修内容を録画した DVD を視聴させるなど、引き続き全教職員にハラスメント根絶のための意識を徹底させる。

- ・より相談しやすい体制の確保、専門的知見の導入の観点から、ハラスメント相談や発生事案の検証における外部資源の活用の方策について検討する。

(No.82)

- ・ジェンダー・マイノリティに関する全学共通科目を継続実施する。
- ・リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する本学における啓発推進方法を検討する。
- ・ワーク・ライフ・バランス推進に向けて多目的保育支援施設の活用や研究支援員制度の本学における実施方法を検討する。
- ・教職員に対し、働き方改革への対応や育児・介護休業等の取得のための周知を行い、ワーク・ライフ・バランスの取組を更に推進する。

(No.83)

- ・環境負荷低減を図るため、教職員、学生等への消灯奨励、冷暖房の節減、リサイクルの推進等を行う。
- ・機器更新をする際は、省エネ性能の高い機器を導入する。

(No.84)

V その他の記載事項

- 1 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画
別紙参照

- 2 短期借入金の限度額

- (1) 限度額 13億円

- (2) 想定される理由

運営費交付金の受入れ遅延及び事故等の発生等により緊急に必要となる対策費として借入れすることも想定される。

- 3 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

なし

- 4 剰余金の使途

決算において剰余金が発生した場合は、教育・研究の質の向上及び組織運営の改善に充てる。

- 5 県の規則で定める業務運営計画

- (1) 施設及び設備に関する計画

施設・設備等の内容	予算額（百万円）	財源
大規模施設改修	237	施設整備費等補助金
大型備品更新	50	

(2) 人事に関する計画

- ・教員は、全学機関である教員人事委員会の選考を通じて公平性・透明性を確保の上、広く優秀な人材を採用する。事務局職員については、大学事務の専門性に配慮して法人固有職員を採用する。
- ・教員及び事務職員のファカルティ・ディベロップメント及びスタッフ・ディベロップメントを実施する。
- ・新たな教育研究活動の展開に係るものを別にして、期首の定数を上限に、教員及び事務職員の定数を適正管理する。

(3) 中期目標の期間を超える債務負担

なし

(4) 積立金の使途

積立金は、教育・研究の質の向上及び組織運営の改善に充てる。

(別紙)
予 算

令和2年度予算

(単位：百万円)

区分	金額
収入	
運営費交付金	4,704
施設整備費補助金	287
自己収入	2,071
授業料収入及び入学金検定料収入	2,005
雑収入	66
受託研究等収入及び寄附金収入等	624
長期借入金収入	0
目的積立金取崩収入	187
計	7,873
支出	
業務費	6,962
教育研究経費	5,309
一般管理費	1,653
施設整備費	287
受託研究等経費及び寄附金事業費等	624
長期借入金償還金	0
計	7,873

収支計画

令和2年度収支計画

(単位：百万円)

区分	金額
費用の部	7,487
經常費用	7,487
業務費	6,597
教育研究経費	1,660
受託研究等経費	501
人件費	4,436
一般管理費	722
財務費用	0
雑損	0
減価償却費	168
臨時損失	0
収入の部	7,487
經常利益	7,487
運営費交付金	4,704
授業料収益	1,690
入学金収益	185
検定料等収益	62
受託研究等収益	501
寄附金収益	111
補助金収益	0
財務収益	0
雑益	66
資産見返運営費交付金等戻入	86
資産見返物品受贈額戻入	28
資産見返寄附金戻入	54
臨時利益	0
固定資産売却益	0
純利益	0
総利益	0

資金計画

令和2年度資金計画

(単位：百万円)

区分	金額
資金支出	8,514
業務活動による支出	7,506
投資活動による支出	367
財務活動による支出	0
翌年度への繰越金	641
資金収入	8,514
業務活動による収入	7,399
運営費交付金による収入	4,704
授業料及び入学金検定料による収入	2,005
受託研究等収入	501
寄附金収入	123
補助金収入	0
その他の収入	66
投資活動による収入	287
施設費による収入	287
その他の収入	0
財務活動による収入	0
前年度よりの繰越金	828